

資料3 これまで行ってきた市の取り組み

適正な制度運用のために

1. 市民参加担当が市民参加に関する手続を一元的に管理(平成17年度～第1次)
 - 原案から結果までの公表を管理することで公表の遅れやもれを防止(第1次)
 - 市民から出された意見に対する検討の内容について個別のアドバイスを行なう。(第2次)
 - 手続のより良い手法の選択について個別に対応。(第3次)
2. 「審議会等ガイドライン」を策定(平成18年度～第1次)
 - 審議会の性質に応じた運営方法や委員の重任、再任等についての基準を設定(第1次)
 - 議事録の作成方法、確認方法、確定方法を明確化(第2次)
 - 開催回数や時間の柔軟な対応(第2次)

市民参加の促進及び市民参画意識の向上に向けた取り組み

制度啓発

1. パンフレットの作成・出前講座の実施
2. 広報・新聞への掲載(審議会の開催状況、パブリックコメント(PC)手続の案内を掲載)
3. あい・ボードの設置(市内34ヶ所に設置し、審議会・PC手続等の情報を掲載)
4. メール配信サービスの開始(登録者へ市民参加に関する情報のメール提供)(平成20年度～)
5. 情報公開コーナーでの閲覧(これまで実施した市民参加手続を年度毎に備え置く)

参加促進

1. 応募希望者登録制度
審議会の公募委員の掘り起こしを目的として、年度当初に登録の募集をし、登録者には、希望する審議会などの公募案内や開催案内を送る。(平成15年度～第1次)
2. 関連団体への周知・関連施設への掲示
手続テーマに関連する団体があるときは、個別周知。(平成15年度～第1次)
手続テーマに関連の深い施設があるときは、個別に情報掲示。(平成19年度～第3次)
3. PCの個別案内
PC手続に意見を提出したことがある市民には、以後PCがある都度、個別に情報提供。
(平成17年度～第2次)